

住宅政策本部へ寄せられた都民の声(令和2年5月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	9	12	2	7	3	0	33

※上記区分の定義

- 提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。
- 意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を求めるもの。
- 問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応事例

- ▶(都民の声)賃貸住宅の修繕費用について
賃貸住宅の修繕に係る費用負担について、宅建業者とトラブルになっている。
住宅政策本部の見解を教えてください。
- ▶(対応)
日頃より都政にご協力いただきありがとうございます。
賃貸住宅の修繕に係る費用負担は、当事者間で締結した賃貸借契約書に基づきますので、一般的な見解はお答えしかねます。賃貸ホットラインで、お手元にある契約書に基づき相談・助言等を行わせていただきますので、お電話いただければと存じます。
- 賃貸ホットライン
新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎3階北側
電話相談:03-5320-4958
(受付時間 平日9:00~17:30 ※12:00~13:00もご相談を承っております。)